

平成30年(ワ)第 号 個人情報抹消請求事件
原告;
被告;岐阜県, 国

訴 状

岐阜地方裁判所 御中

2018年1月29日

上記原告ら訴訟代理人

弁 護 士 山 田 秀 樹
(外)

【 当事者 (被告) 】

岐阜市藪田南2丁目1番1号(〒500-8570)

被 告 岐 阜 県

代表者知事 古 田 肇

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号(〒100-8977)

被 告 国

代表者法務大臣 上 川 陽 子

【請求の趣旨】

- 1 被告岐阜県は、別紙物件目録1記載の情報を抹消せよ
- 2 被告国は、別紙物件目録2記載の情報を抹消せよ
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする
との判決を求める。

【請求の原因】

第1 当事者

1 原告ら

原告らは、いずれも岐阜県内に在住する者であり、岐阜県警大垣署における警察官と株式会社シーテック（以下、「シーテック社」という。）の従業員との会議において警察官側から名指しされたことがシーテック社作成の議事録（以下、「議事録」という）に記載されている者である。

2 被告岐阜県

原告らについて警察が収集した情報をシーテック社に提供する活動を行ったのは岐阜県警察大垣警察署の警備課の職員であり、被告岐阜県は、岐阜県警の責任主体である（警察法36条1項、地方自治法2条6項）とともに、原告らに関する別紙物件目録1記載の情報を保管するものである。

3 被告国

被告国は、警察庁を管理する国家公安委員会の責任主体であり（警察法5条4項）、警察庁の設置する警備局（同法19条）とともに、岐阜県警大垣警察署の職員がシーテック社に提供した原告らに関する情報を含む、警察が原告らに関して収集した別紙物件目録2記載の情報を保管するものである。

第2 事実経過

1 岐阜県警とシーテック社の密談

(1) はじめに

岐阜県警大垣警察署警備課の警察官らは、中部電力大垣営業所を經由して、同社の子会社であるシーテック社に対して、南伊吹風力発電事業に関連する情報交換を求め、シーテック社はこれに応じ、以下のように少なくとも4回の情報交換が行われ、原告らの個人に関する情報などがやり取りされた。

(2) 第1回情報交換

2013年8月7日午後1時30分から2時30分まで、大垣警察署別館3階において、「大垣市上石津町町風力発電反対派による勉強会の実施について」という会議名のもと、大垣警察から坂上警部、前田巡查長、シーテック社から加藤G長、玉田氏が出席して行われた。

この情報交換においては、原告三輪、原告松島、原告近藤についての情報がやり取りされた。

(3) 第2回情報交換

2014年3月4日午後3時から3時45分まで、大垣警察署別館3階において、「南伊吹風力発電事業の用地交渉進捗について」という会議名のもと、大垣警察から坂上警部、前田巡查長、シーテック社から加藤G長、玉田氏の出席で行われた。

この情報交換は、2014年2月2日に上鍛冶屋自治会が、シーテック社による測量に伴う自治会の管理地への立ち入りに反対する総会決議をしたことを受けて、本件事業用地交渉の進み具合の報告と、上鍛冶屋地区からの反対運動を発生させないための相談をするために行われた。

この情報交換においては、原告三輪、原告松島についての情報がやり取りされた。

(4) 第3回情報交換

2014年5月26日午後4時から5時まで、大垣警察署別館3階において、「南伊吹風力発電事業の用地交渉進捗について」という会議名のもと、大垣警察から横山警部（警備課長）、前田巡查長、シーテック社から玉田氏の出席で行われた。

この情報交換は、2014年5月に上鍛冶屋自治会から大垣市長宛てに風力発電中止の嘆願書が出されたことから、それへの対処のために持たれた。

この情報交換においては、原告三輪、原告船田についての情報がやり取りされた。

(5) 第4回情報交換

2014年6月30日午後1時30分から2時30分まで、大垣警察署別館3階において、「上鍛冶屋と近藤ゆり子の新たな動きについて」という会議名のもと、大垣警察から前田巡查長、シーテック社から玉田氏の出席で行われた。

この情報交換は、同年6月24日に前田巡查長からシーテック社に対し、「近藤ゆり子が風車事業に対して動き出す気配がある」旨の電話があったことから設けられた。シーテック社は、原告三輪が上石津町一之瀬地区で「風力発電の勉強会」を開催したことを大垣署に報告するとともに、原告近藤の動向を聞くために大垣署を訪問した。シーテック社側は、近況報告として、原告三輪の動きや、中部電力の株主総会に原告近藤が参加して発言したことを話し、大垣署は、岐阜コラボの活動や原告近藤の人となりなどを説明した。

2 新聞報道

2014年7月24日、原告らは、上記1の情報交換が行われていたことを新聞報道により初めて知った。

3 岐阜県警・警察庁が保有する原告らの個人情報

(1) 岐阜県警

岐阜県警（警備部）は、本件議事録に記録されている原告らの個人情報を含む原告らの個人情報を保有している。

(2) 警察庁

警察庁は、本件議事録に記録されている原告らの個人情報を含む原告らの個人情報を保有している。

4 個人情報開示請求

原告らは、岐阜県警が保有している各原告に関する個人情報の抹消を請求する前提として、2014年7月から8月にかけて、岐阜県警に対して、自己に関する個人情報の開示請求をした。これに対して、岐阜県警は、「存否応答拒否」の非開示決定を行った。そのため、原告らは、岐阜県警が各原告に関する個人情報について、どのようなものを保有しているのか一切わからない。

第3 個人に関する情報の収集・保有・利用の権利侵害及び違法性

1 プライバシー権乃至個人情報承諾なくみだりに収集・保有・利用されない権利

個人に関する情報（個人情報）が行政機関によって集中的に管理されているという現代社会においては、個人が自己に関する情報を自らコントロールすることについて法的な保護に値する利益を有するといふべきである。当該個人情報がことさらに秘匿されておらず、一定範囲の他者に開示されているような場合であっても、自己が欲しない他者にはこれを開示されたくないと思ふことは自然なことであり、これらの情報がみだりに収集・保有・利用（「第三者提供」は「利用」の一形態である。以下、同様）されている場合には、憲法13条の核心ともいふべき、個人の人格的自律、そして人格の自由な発展を阻害する。そこで、プライバシー権乃至個人に関する情報を承諾なくみだりに収集・保有・利用されない自由が、憲法13条によって人格権の一内容として保障されるといふべきである。

判例においても、京都府学連事件最高裁判決（最大判昭和44年12月24日）、Nシステム訴訟東京地裁判決（東京地判平成13年2月6日）、住基ネット訴訟最高裁判決（最判平成20年3月6日）、早稲田大学江沢民事件最高裁判決（最判平成15年9月12日）などにおいて、個人に関する情報を承諾なくみだりに収集・保有・利用されない自由が憲法13条によって保障されることが確認されている。

2 公権力による個人情報の収集・保有・利用

公権力は、法令に定められた範囲内でのみ権限を有する存在であるから、各公権力が収集できる個人情報は、その権限の範囲に限られる。このことは、警察活動にも当てはまる。

刑事警察では、個々の事件の捜査に必要な範囲内でしか個人情報の収集が許されないのと同様に、警備公安警察においても、法令に基づく権限の範囲内でしか個人情報の収集は許されない。特に警備公安警察の情報収集活動は、対象者の個人情報を大量に収集することによって動向を予測し対策を立てることを事務内容としているだけに、プライバシー侵害性が極めて高いのであるから、情報収集の対象者は警備公安警察の活動にとって必要と認められる者に限られるべきである。

3 原告等の個人情報収集の違法性

(1) 岐阜県警

岐阜県警警備部は、承諾なく原告らの個人情報をみだりに収集、保有、利用している。原告らには岐阜県警警備部の調査対象にされるべき理由はないから、岐阜県警警備部が原告らの個人情報を収集することは違法であり、これらを保有し利用することも違法である。

(2) 警察庁警備局

警察庁警備局は、岐阜県警が原告らの承諾なくみだりに収集した原告らの個人情報の提供を受けているものであるから、警察庁警備局が原告らの個人情報を保有することも違法である。

第4 人格権に基づく差止請求

1 人格権に基づく抹消請求権

人格権侵害に対しては、事後的に損害賠償請求による救済がなされるだけでなく、差止請求権も認められる。人格権に基づく差止請求権の具体的内容は、人格権侵害がなされる前であれば、侵害行為を事前に差し止めることであるが、侵害がすでになされた後であれば、人格権を侵害して収集された個人データ等の情報の抹消請求権である。

2 本件抹消請求

岐阜県警及び警察庁が警備公安情報として原告らの個人情報保有し利用していることは、原告らの人格権を侵害するので、原告らは人格権に基づいて岐阜県警及び警察庁が保有している原告らの個人情報の抹消を求める。

第5 まとめ

よって、原告らは、被告らに対し、人格権に基づく差止請求として、被告らが保有する別紙物件目録1及び2記載の情報について抹消することを求めて本訴に及んだ。

第6 併合上申

本訴訟は御庁に係属する大垣警察市民監視国家賠償請求事件（平成28年（ワ）第758号）の関連事件であるから、これと弁論を併合して審理されたい。

以上

(別紙)

物件目録 1

岐阜県警察本部及び岐阜県警各警察署において保管している下記物件

- 1 原告三輪唯夫に関する個人情報、行動記録などを記載した文書（図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他情報を表すために作成された物件を含む、以下同じ。）及び磁気データ並びに収集した文書及び磁気データ
- 2 原告松島勢至に関する個人情報、行動記録などを記載した文書及び磁気データ並びに収集した文書及び磁気データ
- 3 原告近藤ゆり子に関する個人情報、行動記録などを記載した文書及び磁気データ並びに収集した文書及び磁気データ
- 4 原告船田伸子に関する個人情報、行動記録などを記載した文書及び磁気データ並びに収集した文書及び磁気データ

(別紙)

物件目録 2

警察庁が保管している下記物件

- 1 原告三輪唯夫に関する個人情報、行動記録などを記載した文書（図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他情報を表すために作成された物件を含む、以下同じ）及び磁気データ並びに収集した文書、写真及び磁気データ
- 2 原告松島勢至に関する個人情報、行動記録などを記載した文書及び磁気データ並びに収集した文書及び磁気データ
- 3 原告近藤ゆり子に関する個人情報、行動記録などを記載した文書及び磁気データ並びに収集した文書及び磁気データ
- 4 原告船田伸子に関する個人情報、行動記録などを記載した文書及び磁気データ並びに収集した文書及び磁気データ